

医療費控除大改革

～今年はあなたも減税になるかも！？～

前回のJ SK通信では医療費控除についてご紹介いたしましたが、「うちは年間医療費10万円なんて超えないよ」と、思われた方もいたかもしれません。しかし、平成29年から医療費控除に新しい制度ができました。その名も、『セルフメディケーション税制』です。今回は新税制について紹介いたします！

(1) どんな制度？

健康保持促進及び疾病予防として一定の取り組み^(※1)を行った者とその配偶者その他の親族で生計をいつにしている者で、特定一般医薬品等^(※2)（通称、スイッチOTC薬）の購入費を支払った場合に、12,000円を超える金額については、所得控除（最大88,000円）が受けられる制度です。（確定申告が必要）

(2) 具体例

甲さんの課税所得600万円（セルフメディケーション税制適用前）

甲さんは、会社で健康診断を受けており、本年に世帯で10万円のスイッチOTC薬を購入している。

①通常の医療費控除 10万円－10万円＝0円 所得控除なし、減税なし…

②セルフメディケーション税制 10万円－1万2千円＝88,000円

減税概算額 所得税 88,000円×20.42%＝17,969円

住民税 88,000円×10%＝8,800円 合計 26,769円

結果、制度を使うことで約26,000円以上の節税になります！



(3) よくある質問

Q1.通常の医療費控除と併用ができますか？

A1.通常の医療費控除かセルフメディケーション税制の選択適用になります。

Q2.スイッチOTC薬の判断は自分でしないとイケないの？

A2.薬局のレシート等に対象の薬には目印（※印や★印）がありますのでそれで判断ができます。

Q3.健康増進の取り組みは、世帯全員がしないとイケないの？

A3.その確定申告を行う人が取り組みを行っていれば制度の適用を受けられます。

※1 一定の取り組みとは・健康診断・予防接種・定期診断・がん検診など

※2 特定一般医薬品等とは、従来医師の処方が必要だった医薬品を薬局やドラッグストアで買えるようにしたもので、一定の成分が含まれているもの（対象の詳細は厚生労働省HPに記載あり）

市販のかぜ薬や頭痛薬など、対象となる医薬品を薬局やドラッグストアで購入した際に受け取ったレシートや領収書は、捨てずに必ず保管しておきましょう！